

# 事務事業チェックシート

事務事業No 事業名  
**40 国土利用計画法関連事業（土地売買等）**

分野別目標	4	自然環境と都市基盤が調和した快適なまち
政策	5	適正な土地利用の推進
施策	1	適正な土地利用の推進
基本方針	1	計画的な土地利用の推進

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	
事業実施の根拠法令			
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	企画課	玉置和彦 (435-1015)	
関連課	都市計画課、農林水産課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	○
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		総務費	
	項		総務管理費	
	目		企画調整費	
	大事業		企画調整事業	
事項		国土利用計画法関連事業		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
		○		
44の約束				○

### 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	大規模土地取引（市街化区域2,000㎡以上・市街化調整区域5,000㎡以上）をした者が市に提出する届出書を受け、土地利用目的の審査を行う。 開発行為等の大規模な土地利用の転換による地域への適合性を判定し、当該地域の土地利用計画に適合するような適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。	【届出事務】国土利用計画法第23条の規程に基づき、大規模土地取引（市街化区域2,000㎡以上・市街化調整区域5,000㎡以上）をした者が市に対して土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を行う。 市は届出書を受け、利用目的等の審査を行い、当該地域の土地利用計画に適合するような適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 【無届土地取引把握調査】土地売買等の契約を締結した日から起算して2週間以内に、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等の届出を行っていない権利取得者に対する調査を行う。 【遊休土地実態調査】届出後2年を経過した一定規模以上の遊休土地について、遊休土地実態調査及び遊休土地の認定を行う。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査			

### 2 事業コスト

事業費等 千円		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算
	事業費	399	464	401	395	432		401		401	
	伸び率 (%)	-	-	0.5%		7.7%		-7.2%		0.0%	
	人件費	常勤職員	5,860	5,437	5,437	4,174	4,174	5,437		5,437	
		非常勤職員	0	201	201	301	301	201		201	
		小計	5,860	5,638	5,638	4,475	4,475	5,638		5,638	
	国庫支出金										
	県支出金	399	464	401	395	432		401		401	
	市債										
	その他										
	一般財源(税等)										
所要人数	常勤職員	0.79	0.73	0.73	0.55	0.55	0.55		0.55		
	非常勤職員	0.00	0.10	0.10	0.14	0.14	0.14		0.14		
主な予算内訳											

### 3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	国土利用計画法に基づく届出義務の周知（ポスター掲示・リーフレット配布等）				年度目標値	1	1	1	1
					実績値	1	1		
	単位	回	全体目標値	1	全体目標達成度	100.0%	100.0%		
					年度目標値				
					実績値				
成果指標	無届発生率				年度目標値	0	0	0	
					実績値	36.23	42.59		
	単位	%	全体目標値	0	全体目標達成度	B	B		
					年度目標値				
					実績値				
	単位		全体目標値		全体目標達成度				

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	国土利用計画法に基づき定められている事務のため、市独自の判断で方向性を決定することはできないため。
「見直し」 「改善」案	無届をなくすため、届出義務の周知を行う必要がある。